

(仮称) 旭川市工場立地法準則条例 (素案) について



ASAHIKAWA
CITY

1. 条例制定の目的

この条例は、工場立地法に規定される工場敷地内の土地利用の制限を緩和することで、立地企業の積極的な設備投資を促進し、生産性の向上を図るとともに、新たな企業が立地しやすい環境を整備することにより、本市の産業振興と安定した雇用の維持・創出を図ることを目的とします。

2. 工場立地法の概要

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることで、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的として昭和 49 年に施行され、一定規模以上の工場（特定工場）について新增設を行う際の生産施設や緑地・環境施設の敷地面積に対する割合等の基準が定められています。

(1) 特定工場

業種： 製造業，電気・ガス・熱供給業（水力・地熱・太陽光発電所は除く）

規模： 敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積 3,000 m²以上

(2) 主な規制内容（現行）

区 域	市内全域（一律）
緑地※1 面積率	20%以上
環境施設※2 面積率 (緑地を含む)	25%以上
重複緑地※3 算入率 (緑地面積に算入できる重複緑地の割合)	25%以下

※1 「緑地」… 芝生，樹木，花壇などで緑化した土地や建物屋上など

※2 「環境施設」… 緑地のほか，噴水，広場，運動場，太陽光パネルなど

※3 「重複緑地」… 屋上庭園，壁面緑化，緑化駐車場など

工場立地法施行（昭和 49 年）以前に立地している工場（既存工場）については、経過措置があります。

3. 条例制定の背景と旭川市における特定工場の現状

(1) 条例制定の背景

工業地帯を中心とした公害問題が深刻化し、工場立地法が施行された昭和 49 年以降、環境規制法体系の整備や環境負荷を低減する技術の進歩、企業の環境に対する意識の高まりによって公害問題は大幅に改善され、工場立地を巡る環境は大きく変化しました。

他方、工場立地法による緑地面積率等の規制が、地域の実情に沿った緑地整備や公害防止技術の進歩等に十分対応していない、老朽化工場の建替えの支障となっている等の指摘が各方面から行われていました。

このような指摘を踏まえ、順次規制の適正化が図られ、平成 24 年には国が定める範囲内で地域の実情に応じた緑地面積率等を市が条例により定めることができるようになり、これまで多くの自治体が緑地面積率等の緩和を実施してきました。

旭川市においても、複数の企業から緑地面積率等の相談や意見がなされているところであり、企業が敷地を有効活用し、事業活動しやすい環境の整備を進め、設備投資の促進と生産性の向上、さらには新規立地の促進を図るため、旭川市準則条例を制定し、緑地面積率等の緩和を実施するものです。

(2) 特定工場の現状

昭和 49 年に工場立地法が施行されて以降、旭川市に特定工場として届出があり現在も操業している工場は、令和 6 年 11 月末現在で 41 件あり、各区域に以下のとおり立地しています。

特定工場の用途地域別立地状況

区域	用途地域	特定工場		全特定工場に 占める割合
			うち既存工場	
第一種区域	住居・商業	0	0	-
第二種区域	準工業	2	2	5%
第三種区域	工業・工業専用	27	12	66%
第四種区域	市街化調整区域等	12	2	29%
合計		41	16	100%

現在、操業している 41 件の特定工場のうち、66%にあたる 27 件が工業地域及び工業専用地域に立地しており、29%にあたる 12 件が市街化調整区域及び都市計画区域外に立地しています。

また、既存工場は全体の 39%にあたる 16 件が該当します。

なお、令和 5 年度版旭川市統計書において、市内の事業所数は 14,016 あり、製造業及び電気・ガス・熱供給・水道業は 681 事業所（全体の 4.9%）そのうち、特定工場は 41 工場であり、全事業所対比では約 0.3%となります。

4. 他自治体の状況

(1) 全国の状況 (経済産業省：2023年4月「工場立地法規制の運用状況調査結果」より)

全国 1,741 市町村のうち、707 市町村 (41%) において地域準則条例を制定しています。このうち、緑地面積率を 5% 以下に定めている市町村は、554 市町村 (78%) です。

(2) 道内の状況

令和 6 年 11 月現在、道内では 16 自治体 (芦別市、網走市、恵庭市、江別市、釧路市、千歳市、名寄市、函館市、北斗市、室蘭市、紋別市、音更町、白糠町、広尾町、芽室町、湧別町) が、緑地面積等の緩和を行う準則条例を制定しています。

5. (仮称) 旭川市工場立地法準則条例 (素案) の概要

市内の特定工場の立地状況、他自治体の地域準則条例制定状況を踏まえ、準工業地域、工業・工業専用地域、市街化調整区域及び都市計画区域外の区域について、以下のとおり緑地面積率等を緩和します。

	区分	国の準則 (現行)	国の許容 する範囲	旭川市の基準(案)
環境施設面積率 (うち緑地面積率)	第一種区域 (住居・商業地域)	25%以上 (20%以上)	25~35%以上 (20~30%以上)	25%以上 (20%以上)
	第二種区域 (準工業地域)		15~30%以上 (10~25%以上)	15%以上 (10%以上)
	第三種区域 (工業・工業専用 地域)		10~25%以上 (5~20%以上)	10%以上 (5%以上)
	第四種区域 (用途の定めのない地 域(市街化調整区域、 都市計画区域外))		10~25%以上 (5~20%以上)	10%以上 (5%以上)
重複緑地算入率	市全域	25%以下	50%以下	50%以下

本市の面積は 74,766 ha であり、現在の市内の特定工場の敷地面積の合計は約 207 ha で市全体の面積の約 0.3% です。さらに特定工場の緑地面積の合計は約 35 ha であり、市全体の面積の 0.05% となるため、今回の条例制定による影響は極めて限定的なものとなります。

また、旭川市の耕地面積と林野面積の合計は 53,448 ha (市全体の面積の 71%) でありますので、特定工場の緑地面積率等を緩和したとしても環境保全を図りながら工場立地を行うことができると考えています。